

第2次石川町地球温暖化防止実行計画（事務事業編） 概要版

計画策定の目的及び計画期間について

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項の規定に基づき、石川町が実施している事務・事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、本計画を策定します。

図表1 計画期間

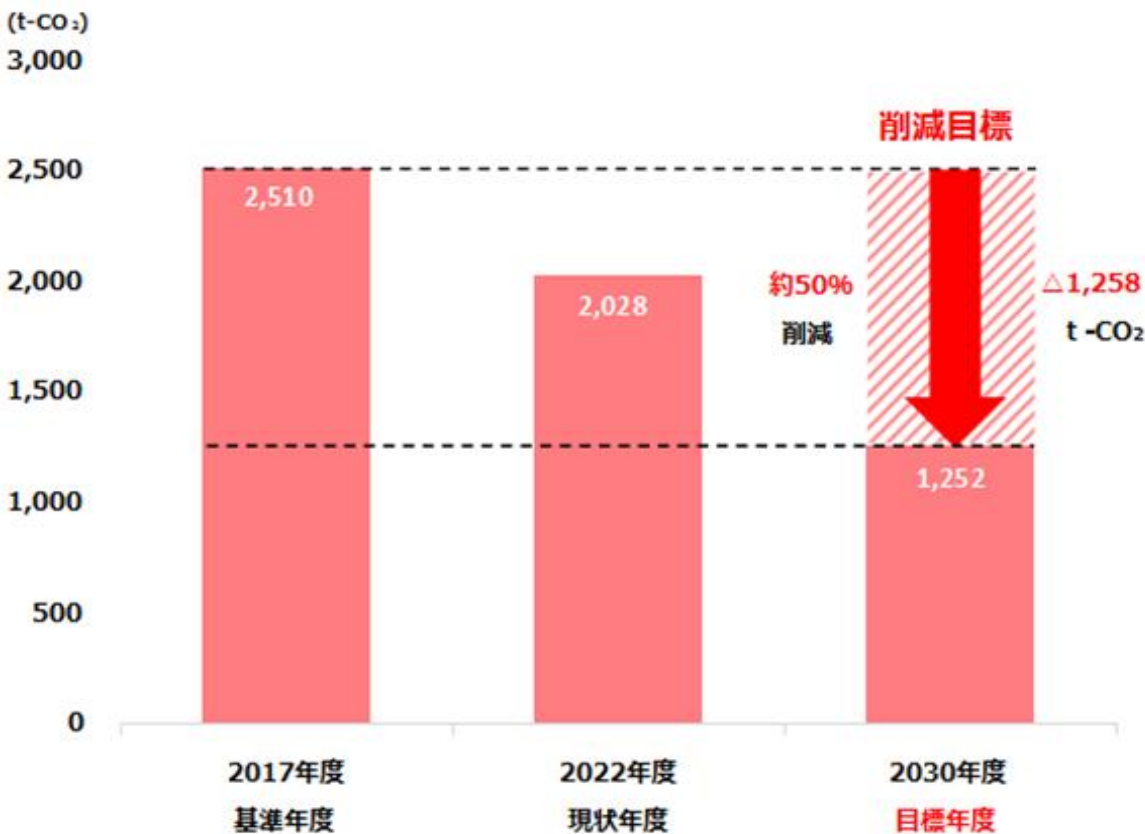
計画期間	2024 年度 ～ 2030 年度
基準年度	2017 年度
目標年度	2030 年度

温室効果ガス排出量の削減目標について

国では、2050年までの脱炭素社会の実現に向け、2021年4月に、「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける」とする目標を示しました。

本町の温室効果ガス排出量の削減目標は、国の目標を踏まえ、以下の通り設定します。

図表2 温室効果ガス削減目標



基本方針の設定について

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、石川町においては下記内容を基本方針として定め、基本方針に基づく施策を行っていきます。

図表3 基本方針及び温室効果ガス排出量削減見込み量



※その他、施設の運用廃止等に伴う温室効果ガス排出量削減見込量 **457,682kg-CO₂**

計画の進捗管理・進捗状況の公表について

図表4 PDCAサイクルによる計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、事業計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返すPDCAサイクルによる年度の進行管理を実施し、必要に応じて計画本体の評価・見直しを実施します。

また、計画の進捗・取組状況については、石川町のホームページ等により随時公表を行っていきます。

